

平成27年 第5回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年3月4日(水)
開会 午後3時00分 閉会 午後3時35分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 文珠清道
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
 - (1) 議案第30号 平成27年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について
 - (2) 議案第31号 京丹後市地域公民館長の任命について
 - (3) 議案第32号 丹後教科用図書採択地区協議会規約(案)について
 - (4) 議案第33号 京丹後市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の制定について
 - (5) 議案第34号 京丹後市立保育所保育料徴収条例施行規則の制定について
 - (6) 議案第35号 京丹後市私立保育所保育料徴収規則の制定について
 - (7) 議案第36号 行政財産の所管換えについて
 - (8) 議案第37号 第2回京丹後ビーチノルディック大会 in 小天橋の開催に係る後援について
- 8 その他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全10頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成27年4月3日

委員長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、
教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、
子ども未来課長 中村八寿子、社会教育課長 土出政信、
文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

ただ今から「平成27年 第5回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

9日からまた議会の一般質問もございます。多くの議員の方からの質問が予定されているところではございますが、本当にご理解いただく中で丁寧いつもの通り対処していきたいと思っております。また、明日は峰山こども園の竣工式、ご苦労様ですけれどもよろしくお願ひします。26日は弥栄の子ども園、そしてまた3月14日は中学校の閉校式が執り行われます。年度変わりの中で本当にご苦労様でございますがよろしくお願ひを致したいと思ひます。

それでは、次に米田教育長から、平成27年 第3回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心といたしまして、教育長報告をお願ひ致します。

〈米田教育長〉

それでは皆さん、こんにちは。3月に入りまして、年度末ということで慌しくなりました。今、委員長が言われましたように、大きな行事が立て続けにあり、委員さんにもお世話になる事になっております。どうぞよろしくお願ひします。一般質問の事も言われましたけれども、9、10、11日、来週ですけれども教育委員会への質問も沢山戴きます。教育委員会ははじめ、学校や園、また事務局の努力が伝わるような答弁に心がけたいと思っております。

では、2月を中心としました動静について簡単に説明を致します。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告につきまして、ご質問等ございましたらお願ひします。

〈小松委員長〉

次に会議録の承認を行います。第3回の署名委員は野木委員です。会議録につきましては、お手元の方に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

<全委員>

了承。

<小松委員長>

原案どおり承認致します。

<小松委員長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名致しますのでお願いします。

<小松委員長>

初めに、議案第30号「平成27年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」につきまして、事務局から発言がございますのでお願いします。

<米田教育長>

議案第30号「平成27年度京丹後市立学校教職員の一般職人事異動内申について」でございますけれども、本日議案の取り下げをさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

<小松委員長>

報告第30号につきまして取り下げの申し出がございましたので、取り下げの扱いとさせていただきます。

<小松委員長>

次に、会議の非公開についてお諮りを致します。

議案第31号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第31号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第31号について同意)

<小松委員長>

これより会議を公開とします。

<小松委員長>

次に、議案第32号「丹後教科用図書採択地区協議会規約(案)について」を議題と致

します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第32号「丹後教科用図書採択地区協議会規約（案）について」説明をさせていただきます。

教科用図書の共同採択につきましては、既に昨年12月定例会において承認をいただいておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償譲渡に関する法律が昨年一部改正され、第13条第4項の規定で、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、協議会を設けなければならない」とされたため、別紙のとおり規約を定めるものでございます。

なお、この規約（案）につきましては、国が示しております例等を参考にし、別紙に今までの協議経過等を記載しておりますが、教育長会議や担当課長会議等で協議を行い、作成をしたものでございます。

規約の内容について説明をさせていただきます。

第1条には目的、第2条には名称、第3条に協議会を共同で設ける教育委員会を規定しております。第4条で組織を規定しておりますが、委員を25人以内とし、第5条で委員は教育長と教育委員をもって充てることとしております。第6条で役員を規定しておりますが、会長等は教育長の中から互選によって選任すること、第7条では事務局を規定し、事務局長は会長の所属する教育委員会の担当課長を充てることとしております。

第8条では会議の招集、第9条では会議の運営を規定しております。第10条では、具体的な選定の方法を規定しておりますが、基本的には協議を行い委員全員の一致により決することとしておりますが、協議が整わないときは、投票によって選定することとしております。第11条では、選定した教科用図書の通知を規定しております。第12条では、教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置き、代表調査員が調査研究の結果を協議会の会議に報告することとしております。第13条に議事録と資料の公表を、第14条に協議会の費用負担を規定し、附則で施行日を27年4月1日からとさせていただきます。

なお、2月23日に府の教育委員会会議で共同採択についての議決をしていただいております。また、告示日を3月6日の日に予定をされているというふうに聞いております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第32号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

すみません、ちょっと教えてください。この教科書の選定に当たりまして、以前ですと有識者の人達が2種類の教科書を挙げて我々見せていただいていたと

う経緯だったと思うのですが、今回の流れというのはその何冊かを確認するのがここにある調査員の方々なのか、京都府の教育委員会からそういったものが渡されて、それを協議会の中で揉んでいくのか、その流れが少し私分かってないので、それと調査員という方々が何をするのかちょっと教えて頂きたいです。

〈米田教育長〉

流れは今までと全く一緒で、委員が25人の教育委員さんになると、私どもを含めてという事になります。まず教科書を選定するに当たりまして、国の方から今年検定に通った教科書の一覧が来ます。それで、その中から選ぶという事になりますが、私たちの力ではとても選ぶことが出来ません。種類も多いし、中身にどういうことがあるか分からないので、そういう意味で、その教科に長けた先生方が、京丹後の場合、今までは3人、それから校長先生がついて4人くらいを中心にしながらその教科書を徹底的に調査して、細かい資料にして提示をしてくれまして、それを、今度はいわゆる2市2町の教員の中で選ぶという事になります。ですから、丹後では、教科によっては出ない教科も出てくる可能性もあります。特に中学校ですので伊根なんかは正式な教員がない場合があります。ということで、どこの町からも各教科の調査の委員が出るとは限りませんが、そこで選んで、1位、2位とは順番は付けませんが、2つのこの教科書会社が良いということを提案し説明をしてくれます。それを基にしながら採択委員会の方で決めていくという流れになります。

〈吉岡教育次長〉

少し補足します。少し違うことになりまして、今までは選定委員会というものが京丹後市の場合にはありました。学校の先生方とかPTAとか社会教育委員等がおられます。それから現職の校長先生。その選定委員会があって、その選定委員会から調査員の方に調査が依頼されていたのですが、今回はその選定委員会がありません。ですから、協議会から直接調査員の方に調査依頼があって、調査員が協議会の場にその結果を持ち寄るという事です。ですから、1つ段階が無くなっています。選定委員会というものがありませんので、調査員から上がったものが即協議会で審査されるという形になります。

〈野木委員〉

そうしたら、この第10条に書いてある京都府教育委員会が作成した選定資料というものがありますが、それが国から降りてきたものというような考えでいいのですか。

〈米田教育長〉

そうです。国から府教委に降りて、それから府教委の方でも調べてちょっとコメントを付けて送ってくれます。

〈吉岡教育次長〉

それが協議会に降りてきますので、いくつか見ていただいているのがその教科書です。

〈野木委員〉

はい。ありがとうございます。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第32号「丹後教科用図書採択地区協議会規約（案）について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第33号「京丹後市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第33号「京丹後市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の制定について」説明をさせていただきます。

過日、2月25日の3月議会定例会におきまして議決をいただきました京丹後市立幼稚園保育料徴収条例第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、条例施行規則を定めるものです。

内容につきましては、条例で定める保育料の額、徴収猶予、減免、還付等の通知や手続き等について規定をしております。

条文について説明をさせていただきます。

第1条では趣旨を、第2条では保育料の決定と変更の通知の際の様式等について規定をし、第3条では保育料の還付について、還付の際の通知の様式、また還付せずに未納付の保育料に充当できること、またその際の通知の様式を規定をしております。第4条では徴収猶予、第5条では減免の際の申請書類、決定や不承認の通知、取り消し等の際の通知の様式等を規定しております。第6条では、過料の納期限、第7条ではその他の規定をさせていただきます。

なお、施行期日は条例の施行日である平成27年4月1日からとします。

また、附則第2項において、従来所得の状況等によって減免をするために設けておりました京丹後市立幼稚園保育料の減免に関する規則については、幼稚園保育料そのものに、所得階層を設けたので、今回廃止をさせていただくこととしております。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

〈小松委員長〉

議案第33号をご説明いただきました。

〈小松委員長〉

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈小松委員長〉

所得の変更による保育料が変わることは、何月から変わるのですか。

〈中村子ども未来課長〉

今は変更になりまして、4月から8月までを、その時点で分かる市民税で検査をさせていただいて、9月からは新しい市町村民税で決定するという事です。

〈小松委員長〉

特にございませんか。

それではお諮りを致します。議案第33号「京丹後市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈小松委員長〉

次に、議案第34号「京丹後市立保育所保育料徴収条例施行規則の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願い致します。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第34号「京丹後市立保育所保育料徴収条例施行規則の制定について」説明をさせていただきます。

前議案で提案させていただきました幼稚園の保育料とほぼ同様の内容ですが、2月25日の3月定例会に議決いただきました京丹後市立保育所保育料徴収条例第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、条例施行規則を定めるものです。

内容につきましては、条例で定める保育料の額、徴収猶予、減免、還付等の通知や手続き等について規定をしております。

条文について、こちらも説明をさせていただきます。

第1条では趣旨、第2条では保育料の決定と変更の通知の際の様式について規定し、第3条では保育料の還付について、還付の際の通知の様式、また還付せずに未納付の保育料に充当できること、またその際の通知の様式を規定をしております。第4条では徴収猶予、第5条では減免の際の申請書類、決定や不承認の通知、取り消し等の際の通知の様式等を

規定しております。第6条では、過料の納期限、第7条ではその他の内容を規定しております。

なお、施行期日は条例の施行日である平成27年4月1日からとさせていただきます。

また、従来、市長部局で定めておりました京丹後市保育所保育料の認定に関する規則につきましても、保育料徴収条例を制定したことに伴い廃止をさせていただくことも報告をさせていただきます。これについては、別紙2の方で付けさせていただいておりますので、これについては市長部局になりますので今回は報告だけにさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第34号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

ございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第34号「京丹後市立保育所保育料徴収条例施行規則の制定について」につきましても、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第35号「京丹後市私立保育所保育料徴収規則の制定について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第35号「京丹後市私立保育所保育料徴収規則の制定について」説明をさせていただきます。

市が設置しております公立保育所についての保育料につきましては、3月議会で議決いただいた保育料徴収条例に基づき保育料を徴収することになりますが、私立保育所の保育料については、子ども・子育て支援法に附則第6条第4項に経過措置が設けられ、市において保育料を徴収することが定められております。よって、私立保育所を利用する支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する保育料について定めるものです。

規則の条文について、説明をさせていただきます。

第1条で趣旨を、第2条で言葉の定義を規定しております。第3条で保育料の徴収について規定しておりますが、保育料の額は「京丹後市立保育所保育料徴収条例」を準用することとしておりますので、市が設置する保育料と同額となります。第4条で保育料の通知等について、京丹後市立保育所保育料徴収条例施行規則を準用することとし、第5条では、その他について教育委員会が別に定めることとしております。

附則で、施行期日は平成27年4月1日からとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第35号をご説明いただきました。

<小松委員長>

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第35号「京丹後市私立保育所保育料徴収規則の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第36号「行政財産の所管換えについて」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これも、教育次長の方から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第36号「行政財産の所管替えについて」説明をさせていただきます。

保育所再編等推進計画に基づき保育所の統廃合により3月末をもって廃止となります京丹後市立黒部保育所につきまして、健康長寿福祉部が所管する寄り添い支援総合サポートセンターの活動拠点として利用するため、行政財産の所管替えを行う必要が生じたものです。

黒部保育所の統合につきましては、昨年9月議会においてすでに議決をされており、開所に伴う整備関係予算については、健康長寿福祉部の方で、26年度の補正予算で提案し措置をされております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第36号をご説明いただきました。

<小松委員長>

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第36号「行政財産の所管換えについて」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

次に、議案第37号「第2回京丹後ビーチノルディック大会 in 小天橋の開催に係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これも、教育次長の方から説明します。

<吉岡教育次長>

議案第37号「第2回京丹後ビーチノルディック大会 in 小天橋の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、ノルディックウォークの大会を「海の京都」を象徴する浜辺である小天橋遊歩道で実施し、市民の健康増進と観光客の誘致に取り組むものです。

主催は一般社団法人京丹後市観光協会、期日は平成27年5月30日、会場は久美浜町小天橋遊歩道、申請者は同法人の会長 長濱孝次氏となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<小松委員長>

議案第37号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<小松委員長>

特にご意見ございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。議案第37号「第2回京丹後ビーチノルディック大会 in 小天橋の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願い致します。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る2月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

① 3月学校行事予定について

〈社会教育課〉

① 京丹後市成人式について

② 京丹後市高齢者大学各学園閉校式について

③ 第6回京丹後市総合文化祭「舞台芸能祭」について

④ 第67回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について

〈小松委員長〉

全体を通しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

〈小松委員長〉

ございませんか。

それでは、以上をもちまして第5回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でございました。

〈閉会 午後3時35分〉

[3月臨時会 平成27年3月10日（火） 午後7時00分から]